現行定款

(目的)

第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(新 設)

- 1. 次の物品の売買及び貿易業
- イ. 石炭、石油、ガスその他燃料類及びこれらの製品
- <u>ロ</u>. 鉄、非鉄金属及びこれらの製品並びに鉱石及び鉱産物
- <u>ハ</u>. 機械・器具(計量器・医療<u>用具</u>を含む)、車両、 船舶、航空機及びこれらの部品
- 三. 食糧、酒類その他飲料、油糧、油脂、樹脂、<u>たば</u> こ、塩及びその他の農産・水産・林産・畜産・天 産物並びにこれらの製品
- ホ. 肥料、飼料及びこれらの原料
- へ. 繊維品及びその原料
- ト. 木材、木製品及びセメント・ガラスその他窯業製品
- <u>チ.</u> 化学製品、化粧品、<u>高圧ガス及び</u>薬品類(医薬品、医薬部外品、毒・劇物、火薬、発火物等を含む) <u>並びに</u>これらの原料
- <u>リ.</u> ゴム類、皮革、パルプ、紙類及びこれらの製品並 びに装身具及び一般雑貨類
- 2. <u>前号物品の</u>開発、探鉱、生産、製造・加工<u>、廃</u> 棄・再生処理業及び林業並びにこれらの請負業
- 3. 機械・器具、車両、船舶、航空機及びこれらの部 品の修理、据付工事請負、賃貸借及び管理業
- 4. 工業所有権・著作権等の無体財産権、ノウハウ、 各種システム・エンジニアリングその他ソフト ウェアの取得、企画開発、保守及び販売業
- 5. 温室効果ガス排出権の売買
- 6. <u>各種</u>情報<u>の収集、処理及び提供</u>に関する事業
- 7. 電気通信事業、放送業、広告業及び出版・印刷業
- 8. 医療施設、<u>ホテルその他</u>宿泊施設、<u>スポーツ施</u> 設、劇場、飲食店の経営及び旅行業
- 9. 各種イベントの企画及び運営に関する事業
- 10. 建設業並びに<u>建設工事の企画、調査</u>、測量<u>、</u>設計 及び監理業
- 11. 不動産の売買、賃貸借及び管理業
- 12. 発電事業及び電気、蒸気その他エネルギーの供給 に関する事業
- 13. 上下水の処理及び各種水供給に関する事業

変更案

(目的)

第2条本会社は、エネルギー・金属・機械・化学品・ 食料・消費財・インフラ・不動産など広範な分野において、本会社又は本会社が株式若しくは持分を所有する他の会社を通じ、商品・資源の売買、生産、製造、 開発のほか、金融・物流事業、新規事業開発、各種 サービスの提供など、多角的な事業を行う。

前項の事業には、次の事業を含むものとする。

- 1. 石炭、石油、ガス<u>(高圧ガスを含む)</u>その他<u>の燃</u>料類及びこれらの製品に関する事業
- 2. 鉄、非鉄金属及びこれらの製品並びに鉱石及び鉱産物に関する事業
- 3. 機械・器具(計量器・医療機器を含む)、車両、 船舶、航空機及びこれらの部品に関する事業
- 4. 化学製品、化粧品、薬品類(医薬品、医薬部外品、毒・劇物、火薬、発火物等を含む)、肥料及びこれらの原料に関する事業
- 5. 食糧、酒類その他の飲料、油糧、油脂、樹脂、塩、農産・水産・林産・畜産・天産物、飼料、産業用資材、消費財及びこれらの製品・原料に関する事業
- 6. 前各号の事業に関する商品その他の商品に関する 売買、貿易、開発、探鉱、生産及び製造・加工業
- <u>7.</u> 発電事業及び電気、蒸気その他<u>の</u>エネルギーの供 給に関する事業
- 8. 上下水の処理及び各種水供給に関する事業
- 9. 不動産業
- 10. 建設業並びに<u>建設コンサルタント</u>、測量<u>及び</u>設計
- 11. 医療施設、<u>商業施設(</u>宿泊施設、劇場<u>を含む)及</u> び飲食店の経営
- 12. リース業
- 13. 有価証券等の売買、金銭の貸付け、債権の売買、 債務の保証・引受け、外国為替の売買等の金融業
- 14. 商品投資販売業及び商品投資顧問業
- 15. 損害保険業、損害保険代理業及び生命保険の募集 に関する業務
- 16. 陸運業、海運業、航空運送業及び<u>貨物利用運送事</u> 業
- 17. 倉庫業
- 18. IT・情報に関する事業
- 19. 電気通信事業、放送業、広告業及び出版・印刷業
- 20. 労働者派遣事業
- 21. 旅行業

- 14. 有価証券等の売買、金銭の貸付け、債権の売買、 債務の保証・引受け<u>及び</u>外国為替の売買等の金融 業
- 15. 商品投資販売業及び商品投資顧問業
- 16. 労働者派遣事業
- 17. 古物売買業
- 18. 倉庫業
- 19. 陸運業、海運業、航空運送業及び運送取扱業
- 20. 前各号の代理業、仲立業及び問屋業
- 21. 損害保険業、損害保険代理業、自動車損害賠償保 障法に基づく保険代理業及び生命保険の募集に関 する業務
- 22. 前各号に係るコンサルティング業
- 23. 前各号に関連する一切の事業

(取締役の責任軽減)

第 25 条 本会社は、取締役会の決議(会社法第 426 条 第 1 項の規定に基づく決議をいう)によって、法令に 定める範囲内で、取締役の責任を免除することができ る。

本会社は、社外取締役との間に、その責任について、 1,000万円以上であらかじめ定める額又は法令に定める 額のいずれか高い額を限度とする契約 (会社法第 427 条第 1 項の規定に基づく契約をいう) を締結すること ができる。

(監査役の責任軽減)

第 32 条 本会社は、取締役会の決議(会社法第 426 条 第 1 項の規定に基づく決議をいう)によって、法令に 定める範囲内で、監査役の責任を免除することができ る。

本会社は、社外監査役との間に、その責任について、 1,000 万円以上であらかじめ定める額又は法令に定める 額のいずれか高い額を限度とする契約 (会社法第 427 条第 1 項の規定に基づく契約をいう) を締結すること ができる。

- 22. 廃棄・再生処理業及び古物売買業
- 23. 企画、コンサルティング業
- 24. 前各号の代理業、仲立業及び問屋業
- 25. 前各号に関連する一切の事業

(取締役の責任軽減)

第 25 条 本会社は、取締役会の決議(会社法第 426 条 第 1 項の規定に基づく決議をいう)によって、法令に 定める範囲内で、取締役の責任を免除することができ る。

本会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除 く)との間で、法令に定める額を限度として、当該取 締役の責任を限定する契約(会社法第 427 条第 1 項の 規定に基づく契約をいう)を締結することができる。

(監査役の責任軽減)

第 32 条 本会社は、取締役会の決議(会社法第 426 条 第 1 項の規定に基づく決議をいう)によって、法令に 定める範囲内で、監査役の責任を免除することができ る。

本会社は、<u>監査役との間で、法令に定める額を限度として、監査役の責任を限定する契約</u> (会社法第 427 条第 1 項の規定に基づく契約をいう) を締結することができる。